平成29年度第1回　大阪府青少年健全育成審議会　議事概要

■日　時　　平成29年４月25日（火）午後１時～２時45分

■場　所　　日本赤十字社　大阪府支部　４０１会議室

■出席者　　石橋委員、一村委員、入澤委員、大橋一功委員、角野委員（会長）、草島委員

柴田委員、松風委員、白砂委員、杉田委員、園田委員、曽我部委員、高沼委員

竹内明子委員、竹内和雄委員、辻元委員、永藤委員、八山委員、林啓二委員

廣瀬委員、福川委員、松浦委員、矢橋委員　（五十音順）

■内　容

事務局　　ただいまから、平成29年度第1回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、開会にあたりまして、大江危機管理監からご挨拶を申し上げます。

大江危機管理監　大阪府危機管理監の大江でございます。大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、年度初めの何かとお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから青少年の健全育成にご尽力をいただいておりますことに、改めてお礼申しあげます。

さて、本審議会は大阪の未来を託す青少年を守り健全に育成するという観点から、先進的な答申を行って頂いてきた歴史と伝統ある審議会であります。本府では、条例の施行に関する規制内容だけでなく、その時々の課題に対し、審議会から賜ったご意見を踏まえ、青少年施策の充実を図ってまいりました。

しかし、近年、女子高校生を「ＪＫ」と称して商品化し、その性を売り物とする、いわゆる「ＪＫビジネス」と呼ばれる新たな事象が、大都市圏の繁華街を中心に出現しています。これらの中には、表向きには違法なサービスを行わないものの、裏では青少年に性的なサービスを提供させるなどの店舗も一部に存在し、府警察においては、それらの違法店舗に対して、あらゆる現行法令を駆使し、取締りを行っているところです。

府内においても、そのような摘発事例があることから、大阪府では、ＪＫビジネスを介して、青少年が性犯罪被害等に遭わない対策について検討し、警察、学校、福祉など関係機関と連携して適切に対応していくことが必要であると考えています。

こうした課題認識のもと、このたび、大阪府知事から諮問をさせていただき、委員の皆様方には、ご専門の立場からご審議を賜り、答申をとりまとめて頂きますよう、お願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

事務局　　本審議会委員の総数は29名で、本日、ご出席の委員は21名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本審議会については、平成２３年６月２８日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とします。

　　　　　※資料確認、委員の一部変更について事務局から紹介後、議事の進行は会長に移動

会長　　それでは、さきほど、大江危機管理監からのあいさつにもありましたように、大阪府知事から、本審議会に対しまして、諮問事項があるということですので、お願いいたします。

　　　　大江危機管理監から角野会長に諮問書を手交

会長　　　ただいま、大阪府知事から、本審議会に対しまして「いわゆるＪＫビジネスへの対応策」について諮問を頂きました。諮問のあった事項については、細部について議論を深めていかねばならないと存じますが、まず、事務局から諮問に至った経緯等を含め、説明をお願いします。

事務局　　※総会資料１に基づき、いわゆるJKビジネスの現状と危険性や府内の状況、他都県の規制等と国の動き、課題等、諮問に至った経緯を説明

会長　　　はい。皆さんと認識を一致させていきながら本日の諮問事項、主な２点について審議を深めていきたいと思いますが、ＪＫビジネスの現状と危険性、ここについては中々、我々、普段こういうところに接触することがないので分かりにくいということもありますし、また現状のＪＫビジネスに対する対応も警察の取締まり、あるいは県であったり国の対策についても、今、ご説明ございましたので、ここのところをもう少し全体を把握していくために皆さんから色々なご質問をいただいて皆さんの共通理解を図りたいと思います。よろしくお願いいたします。如何でしょうか。

委員　　今、ご説明いただいた内容で前提をお伺いしたいと思います。最初にＪＫビジネスの定義ですが、従業員が高校生に限らないという説明でしたが、今回、高校生に限らなければ大丈夫なのか、たとえば制服を着て、そういうことをさせるという営業形態そのものが高校生のイメージを傷つけるということで防止しようと考えているのかというのがひとつ。

もう一つは、表向きは現行法令に抵触しない、ただし裏オプションの強要があるということですが、裏オプションがもし無くなればあのような看板を設けてもいいとみなすのか、もしくはそういう風紀的な面からもそれも網をかけるようなことを考えているのか、その二つ方針をお伺いしたいとおもいます。

会長　　二点いただきました。まずは定義の部分と法令等の関係ということで事務局の方から、もしありましたらよろしくお願いいたします。

事務局　　定義についてですが、どういう規制が必要であるのか否か、憲法の営業の自由であったり職業選択の自由であったり、バランスをみて、規制の必要性やその対象、定義をどのようにしていくことが妥当なのかということも含めてご審議をいただきたいと考えています。

事務局としては、やはり実際に、いわゆるＪＫビジネスというものをきっかけとして性犯罪にあっている青少年がいるという事実がありますので、その未然防止を踏まえてどのような対応を府としてとっていくべきかというところについて、憲法との兼ね合いとか様々な観点から慎重な議論が必要ということで今回、諮問をさせていただいているところです。

18歳未満の高校生だけを対象にするのか、あるいは、もう少し範囲を広げて議論をするのかということですが、色々事件になっている中では高校生が性的な被害を受けるということでクローズアップされていますが、現行法令、風俗営業適正化法とか児童福祉法あるいは労働基準法でも一定、18歳未満というところで線引きをされているところです。今回のJKビジネスに関して、18歳未満を対象にするのかあるいはもう少し範囲を広げて20歳までにするのかということも含めて議論いただけたらと考えております。

もう一つ裏オプションがなければ、表向きのＪＫビジネスであればいいのかどうかということでございますが、基本的にはJKビジネスの存在が、性被害に遭うことへの垣根を非常に低くしているのか、手前のところで、未然防止の意味合いで表向きのサービスをどこまで規制するのか、あるいは、すべきではないのかということも含めてご意見をいただけたらと考えております。

会長　　大変、その辺は法的な観点からも微妙なところがあると思いますので、審議は慎重に進めていきたいと思っています。

委員　　愛知県と東京都の条例と国の動きを説明いただきましたが、大阪府でこういう規制は全然まだない、無いからこの審議会で議論ということでしょうか。多分、こういうＪＫビジネス的な問題は何年も前からあったと思いますが、今までどのように対応してきたのか、お聞かせいただきたいと思います。

会長　　大阪府のこれまでの問題意識であったり、取組み方というようなことでよろしいでしょうか。事務局、いかがですか。

事務局　　大阪府内においては、いわゆるＪＫビジネスと呼ばれる、営業形態が今までは問題となっていなかったというか、あらゆる現行法令を駆使して警察の方で取り締まりを実施してきたところでございます。

会長　　　大阪府警も来られていますので、差し障りのない範囲で少し現状をお話ししていただければありがたいのですが、如何でしょうか。

委員　　現状、これについては資料のとおりでございます。そういう裏オプションが存在して摘発に至るということです。やはり、店舗型等をかまえて裏オプションで性を食い物にする、性的搾取という行為があれば適正に摘発をしてまいります。これ以降についても現行法令で情報があれば適時対応しているところです。

会長　　　ありがとうございました。現状は法令に基づいて対応されているということです。今後の審議においては情報提供いただきながら連携して進めていきたいと思います。

委員　　是非、お願いします。こういう問題は何年も前からあると思います。中学生の頃から出会い系サイトとか電話して、例えば、「ほっぺにチュー」とかで3,000円とかあるらしい。そういうのは、もうずっと前からあるので、ちょっと対策が遅すぎるという気がしますので、是非、しっかりと取り組んでもらいたいと思います。条例とか規制がないと警察も動きにくいと思いますのでしっかりと審議できたらと思います。

会長　　はい、ありがとうございます。それでは、他の方はいかがでしょうか。

委員　　警察の方からも説明があったと思いますが、現行法令では対応しきれないので新たに規制を検討していくのだろうと思いますが、現行法令で対応できない部分はどういったところなのか、お教え願いたい。じゃあ、そのためにはどういう規制が必要なのかといったところをお教え願いたい。

事務局　　一番、ネックになっているのが、いわゆるＪＫビジネスのうちＪＫリフレ等と呼ばれる店舗については表向きには風俗営業適正化法に該当しない範囲で営業しているために、営業の届け出とか許可というのを公安委員会に提出もしてなければ、立入調査の権限もないというところで、任意による実態調査というのはできますが、被害の未然防止という意味では、事前に定期的に立入り調査を行って、青少年が雇用されているかであったり、どういうサービスが提供されているのかといったものを被害が起こる未然防止の観点から定期的に調査するというようなことができないというところが一番の問題と考えております。

会長　　よろしいでしょうか。任意であるか、立入権限があるかという、ここのところで見えてくるか、見えてこないかという問題もひとつ審議の中で考えていきたいと思います。

ほか、ございませんか。

委員　　今の議論をお聞きしていたところ、営業の実態が把握できないから立入調査を行わないといけない。たとえば届出制を東京都は盛り込んでいる。届出制であれば、そこでひとつ営業形態としては把握できるとなってくると、やはり届出制というのは、一番の近道だと思います。それと、年齢の話ですが、やはり18歳というベースのところがあると思います。それから、このJKビジネスにはメイド喫茶も含まれるのでしょうか？

会長　　メイド喫茶については、私もどうかと思っていまして。事務局はどう捉えてますか。

事務局　　今回の実態調査の中では、一応含んでおります。メイドであろうが制服であろうが従業員が着替えれば一緒のことですので、そのような営業形態ということで数に含まれています。

委員　　ただ気になるのは、今、コスプレというのは世界中でものすごく流行っていまして。大阪のインバウンドという観点から考えても、注目されている部分ですし、例えば、先日、ロシアでコスプレの世界ショーがあったと。ＷＴＣではコスプレイヤーがたくさん集まって賑わっている。彼らは何もそういう性的な部分とは関係ないわけであって、そのあたりのところもどこか観点として持っていただいたうえで、議論をお願いいたします。

会長　　貴重なご意見ありがとうございます。届出制の部分につきましても今後の審議の中で深めていきたいと思います。ほか、ございませんか。

委員　　さきほどの年齢の話ですが、大学生も少なくとも意識調査に関しては必要なのではないかと私は考えています。というのは大学生の中でブラックバイトの議論があると思います。あれは、主に塾講師の仕事と言われたわけですが、やはり他方で水商売等に、特に女子学生中心に入っているという面がみられて、やはり、昨今の大学生というのは、背後に貧困を抱えながらも大学に入っていたり、判断能力の未熟さということが大学生に見受けられたりもいたします。ですから、規制に関してはいろいろ法律との兼ね合いもありますが、実態として調べるときには大学生も高校生の延長線でみるのが良いのではないかと考えます。

会長　　ありがとうございます。営業側からの視点と、大事なのは、いわゆる学生側の意識、さっきも出ましたが、貧困、奨学金、そしてバイト、そして大学、当然豊かな生活もしたいという中で様々な誘惑がありますが、学生、あるいは女子高生の意識というものは当然我々も大変興味があるところで、どのような経緯の中で、さきほどの説明にも国の内閣府の調査でありましたけれども経済的困難、あるいは気軽にお金を稼ぐという、大学生でも850円から900円の時給の中で、それがおそらく時給ですると倍ぐらいの金額になってくるのかなと思います。この辺の意識調査とかあるいは学生の意識で何か必要性も含めて把握している分があったら教えていただきたいと思います。

事務局　　大阪府内の青少年に対する意識調査というのは行っていませんが、先ほどの内閣府の男女共同参画会議の報告書によりますと、昨年9月に全国18歳以上の男女に世論調査しておりまして、ＪＫビジネスの問題の原因はどこにあるのかというような調査に対して保護者や家庭の問題というのが21.2％、大人の問題というのが20.7％、社会風潮の問題が18.9％という形で出ています。

あと、東京都の昨年5月に取りまとめられました有識者会議の報告書によりますと、東京都内の中高校生に意識アンケートをしていて、中学生や高校生にインターネットや紙面を配布して意識調査しているのですが、JKビジネスの認知度や実際にＪＫビジネスに関わったという場合には、どういったところで紹介を受けて働くようになったのかという調査をしているようです。それらの回答をみると、気軽なアルバイトという感覚でＪＫビジネスを始めてしまったのだけれども、やっぱりこのような仕事を続けていくのは良くないことだと認識はしているようです。しかし、友達がやっているから、ですとか、簡単にお金が稼げるとうまく勧誘されて入ってしまった、というような実態が東京の方では見受けられたようです。

会長　　はい、ありがとうございます。また今後、議論を深めていくとき、考えていくときには、そのようなことも念頭に入れておかなければならないと思います。

委員　　先ほどと同じような意見ですが、青少年の定義というのは大体何歳くらいまででしょうか。大体30歳くらいとか、市とか府によって定義が違うというのは以前聞いたような気がしますが。ＪＫと言えば女子高校生ですが、やっぱり親の立場からしても、大学生になると行動範囲が高校よりもまたかなり広がるのと、どうしても高校のようにきっちりと授業があるわけではなくて、何をしているのかわからないと保護者から聞いたこともあります。他にも、子どもがミナミの方でバイトに行っていて、もう子どもが親の言うことを聞かないから止めようがないとか、探りようがないというふうに、不安がっている保護者の方って結構いらっしゃいます。できれば学生という範囲でして頂いた方が、本当は20歳以下がいいのかもしれませんが、成人になったら自分の責任かもしれませんが、範囲を広げて頂いたらと思います。

会長　　はい、わかりました。年齢の話が出たので、青少年課の青少年健全育成とか、いわゆる今の適用法令とか、そこで一応、考えておられるのは18歳と捉えているのでしょうか。

事務局　　青少年課では色々な法令にもとづいて施策を展開していますが、たとえば青少年健全育成条例では18歳未満を青少年と定義づけておりますが、児童福祉法では18歳未満、少年法では20歳未満と定義され、子ども・若者育成支援推進法では30代なので39歳までを若者と国が示しています。このＪＫビジネスに対しての対象年齢についても、あわせて今後、ご審議をお願いしたいと考えております。

会長　　ありがとうございます。

委員　　　資料1の左の方を見て質問したいのですが。ＪＫビジネスの主な営業形態というところと、その下のところ。検挙状況、適用法令の関係ですが、ＪＫビジネスの主な営業形態のなかに、女子高生が実際働いている場合と、いない場合がありますよね、当然。もし、ここに女子高生がいれば、この下の風俗営業適正化法とか児童福祉法とか労働基準法とか、そういうものに該当するということですか。女子高生がいるだけで。例えば、カフェとか散歩とかリフレとか、こういうところで女子高生が働いているだけで性的サービスする場合はもちろん違法になりますが、そういうサービスせずに働いているというだけで、これらの現行法令に触れるということですか。

事務局　　これらの現行法令では、JKビジネスの営業は違法ではないので、定期的に立入り調査もできていないし、表向きには、そういう性的な接触とか、風営法に該当するような行為をさせていないので、18歳未満の年少者への危険・有害業務でもないので労働基準法の範囲内で働かせているとなっています。しかし、裏でいかがわしいオプションと称してこういう検挙状況にあるような法令違反になる行為をさせている店舗が一部にあるので、青少年が性犯罪被害にあう危険性がある、この点が問題だと考えています。

委員　　例えば、リフレとか散歩とかカフェとか見学とか色々ありますけど、そういうこと自体は風俗営業適正化法には触れないのですか。

事務局　　現状、触れていないです。

委員　　新たな業態が出現した時にありがちだが、「けしからん」という感情というか、なんと言うか雰囲気だけで規制されやすいという事がよくありますので、念のために申し上げたいのですが、ＪＫリフレ等は約40店舗、ガールズバー約190店舗とありますが、その実態調査が大変重要だと思います。このうち裏オプションがある店がどの程度あるのか、そのあたりの実態調査がまず必要ではないかと感じました。

事務局　　現行、裏オプションをしているかどうかを聞き取りしても真実は話してもらえないだろうし、健全に営業してますとしか答えないと思います。

委員　　ということは、個人と個人で裏で交渉するから裏オプションということでしょうか。

事務局　　その裏オプションを個人と個人でする場合もありますし、店が強要している場合もあります。そういう意味で危険であるということです。

委員　　実際の女子高生とか青少年を守るということは必要だと思いますが、規制するというのは、実態をきちんと調べてからであって、安易に規制すべきではないと思います。

会長　　ありがとうございます。なかなか実態が見えにくいという事もありますが、見えている部分だけで判断せず、しっかりと調査をしてから検討すべきというご意見。大切な事ですね。愛知や東京の取組がありますが、府としてどのような取組を進めていくのかというのが今後の審議の中に入っていくんだろうと思います。

委員　　今日、ＪＫビジネスという問題を初めて聞きましてびっくりしました。ただ、今まで話があった通り、高校生とはいえまだまだ未熟です。高校生にはなったものの、こういう危険があるよと、きちんと教育の現場で、特に中学生の間に教えていただく、差しさわりのない範囲でこういうことを教育する。教育はやっぱりすごく大事だなと実感しています。

性犯罪被害ですごく大変な目にあった子がいることで、ＪＫビジネスが今、お聞きしていたら全てがだめだということでもないと思いますが、でもＪＫビジネスに入った中で、こういうふうに失敗した子がいるんだよということを可能な範囲で教育しておく、被害にあった人は、それを公にするのは大変勇気がいります。個人は特定できないようにして被害事例を紹介し、そういうことがあったら、どういうふうにしていくかという事をちゃんと教育というか準備、予備知識を持たせることが大事だと思いました。

それから、大人の方も合法的に営業している店だから行ってみようと軽い気持ちで店を利用して、知らないうちに事件に巻き込まれるということもあると思うので、やっぱり、色々なこういう事例がありますと、支障のない範囲でＪＫビジネスの具体的な被害事例を示していくことが大事だと思います。

やっぱり原点は居場所と貧困の問題かと思いますので、このあたりを特に青少年、親御さんもそうだと思いますが、経済的に困って昼も夜も働かないといけない、それで自分たちの子どもがどこで何をしているのか、把握できていない。もちろん、ここで親子の信頼関係が成り立っていればいいのですが、中々そこがうまくいかない場合は事件につながることがある。

やはり貧困対策、色々な問題を抱えて、今日はＪＫビジネスの問題が出ていますが、特に児童、思春期の子どもたちと接していて教育、それぞれの立場でできる教育というか話をきちんとしないといけないと思います。皆が行くから大丈夫っていう意識があると思います。それはおそらくＪＫビジネスをしている子も、大人もそうだと思いますが、その中でこういう怖い目にあった人がいるとか、これは犯罪ですときっちり伝えていただけたらと思います。

会長　　教育という視点もいただきました。

委員　　例えば、店舗ということで、大阪府内の店舗に対しては一定、網かけたり、この審議会の答申を受けて色々な施策を打てると思いますが、今、インターネット社会でありまして、特に高校生はネットを使って世界中に発信しているということで、こういうビジネスについてもインターネット上で横行していると思いますが、その辺のところの網掛けは考えておられないのか、大阪府内の店舗をめがけてやっておられるのか、その辺りをきちんと整理をして頂きたいと思いますが、如何ですか。

会長　　いまの現状で考えていることで良いので事務局の方で考えを。

事務局　　ご指摘いただいたように先行して実施している愛知県の方でも、やはり無店舗型ということでインターネットで客を募って派遣をするというような、かなり潜在化してきているというのが今の課題の一つというのをお聞きしています。この2月都議会で成立した東京都公安委員会の条例の方も無店舗型に対して、愛知県も対象に入れていますが、無店舗型というのも定義づけをされているところですので、この両者の効果とかですね、取組後の効果を見た上で大阪府においてもインターネットに関する部分をどうしていくかというのは、それも含めてご審議いただきたいと考えております。

会長　　インターネット上のやりとりとなると、国で法律での対応が必要かと考えられますが、国会の答弁等はないのですか。

事務局　　国会の答弁等は、ちょっと勉強不足で調べてないですが、国の方ではJKビジネスが大都市圏で出現しているため、条例での対応をまず考えているようです。今月、国の各府省庁発出でJKビジネス問題等の緊急対策として各都道府県の方にも通知が来ています。

会長　　なるほどね、わかりました。先ほど教育という視点がでました。営業側の視点と、女子高生の視点と教育、そして大人という視点があらゆる角度からこの問題をみていかなければならない。よく教育で、どこかで中学生、高校生が大変大きな事件に巻き込まれるということがあれば、必ず都道府県の教育委員会は居所不明の中高校生を確認せよという状況になるわけです。そうすると必ず居所不明の中学生や高校生が見受けられるというような現状だろうと思われます。そういうこともあって、おそらくそのエリアに入っていくだろうと想定されるわけですが生徒指導の専門の立場から何か、今の問題意識ありましたら一言でも。

委員　　　私、この問題を非常に重要視しています。３年ほど前からＪＫビジネスに対して何か対策が必要だと考えていました。先ほどからの議論に出てきていますが、この問題は、色々な切り口がある。高校生が自身の性を簡単に便利に、しかも安全に売れるような錯覚をしているというところが、非常に問題だと思っています。私は、警察庁でインターネットの問題等の委員をさせていただいて、そこでも議論していますが、こういう問題が一般化してきたのは、インターネットの存在が大きいと思います。特にツィッターが大きいと思っています。

例を挙げて言いますと、ツィッターで「＃援交　池袋」と入力すると、たくさんの援交（援助交際）関連の書き込みが出てきます。そのうちの半分くらいは本物の女子高校生ではないか、という調査結果もあります。

多くの書き込みを見て、子ども達は皆がやっていると錯覚してしまう。ＪＫ、リフレ、難波、日本橋、検索するといっぱい出てきます。この問題は急がなければいけません。中高生にＬＩＮＥの次に人気のあるツィッターで、というのが大きな問題です。中高生は、ＪＫビジネス等についての情報をツイッターから簡単に得ることができます。

昔、テレクラが大きな問題になった時には電話ボックスにテレクラのチラシがいっぱい貼っていました。女の子たちはそれを見て電話したんでしょうけど、周りで見られているんじゃないかと恥ずかしい思いをしていました。スマホは一人の時に簡単に書き込むことができますし、何を書き込んでいても誰からも見られません。ネットの匿名性というか、ネットの広がりにあわせて、もっと問題は深くなっていくと予想できます。ツィッターでは、ＪＣ（女子中学生）の方が高額になったりしています。東京では、供給過多でＪＫの値段が下がったという声まで聞きます。私たちが知らないところでネットを通じて広がっています。これらの現状を私たちがまず知らないといけないと思います。

ネットの問題、子どもたちがどういうものを見て、何をしているか、実態調査を含めて考えていかないと大変なことになってしまいます。昔は子ども達が目にすることができない所での大人のやりとりでしたが、今は、子どもが持っているスマホの中で目にできる。非常事態だと思います。

それから、ネットで「リフレ　難波」というキーワードで調べてみると、業者もかなり考えていて、「18歳風」とか「JK風」と書いてあります。他にも「18歳になったばかりの・・」と書いてあるんです。彼らも知恵がついてきています。

会長　　ありがとうございます。はい。

委員　　さきほど、かなりショッキングな話がありましたが、実は援助交際というのは、現在は児童買春禁止法という法律がありまして、単純にこの援助交際をした場合、懲役5年ということで、かなり重く処罰されています。だから今言われているような援助交際の実態というものについては、充分かどうかは別にして、その行為自体を処罰するというのはかなり厳罰に処罰するようになっています。そういう意味ではそういう法規制というのは出来上がっています。だから、それとこのＪＫビジネスというのは、どんな関係にあるのかということ。

つまり、現行法令で処罰できない部分があるのかどうか、或いは、あるとすれば、それは埋めるべきなのか否か。埋めるべきだとすれば、どのようにその隙間を埋めるべきなのか。そこの議論をしないと、議論がおかしな方向にいってしまうと考えています。

会長　　有難うございました。時間もかなり押してきましたので、質疑応答については、一旦、ここで終わらせていただいて、次へ進めたいと思います。

本件につきましては、様々な観点から細部について議論を深めていく必要がありますので、今後の議論の進め方といたしまして、大阪府青少年健全育成審議会規則第6条第２項に基づいて特別部会を設置し、専門的な立場から集中的に議論をいただくということを会長として提案したいと思いますが、みなさん、よろしいでしょうか？（異議なし）

有難うございます。それでは当審議会に特別部会を設置いたします。なお特別部会の公開、非公開につきましては平成23年6月28日の審議会での決定どおり基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については非公開とし、その決定権限を部会長に委ねることといたします。特別部会に属していただく委員でございますが、審議会規則第6条第３項に基づきまして審議事項にかかる専門的な分野からご意見をいただくという観点で私の方から指名させていただきます。よろしいでしょうか。（異議なし）

それでは私から指名させていただきます。学識経験者から刑法、児童福祉、非行心理、法律、生徒指導、教育の専門分野からの観点で“園田寿委員”“松風勝代委員”“白井利明委員”“八山真由子委員”“竹内和雄委員”と私ということで、臨時委員の“曽我部真裕委員”には憲法の観点からご意見をいただきたいと存じます。

次に部会長でございますが、“園田委員”にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。只今、指名させていただきました委員の方々には部会の適正かつ円滑な運営にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。また、今回、指名させていただいていない委員につきましても議論が進む中でご協力いただく場面が出てまいりましたらよろしくお願いいたします。また、ほかにご意見等ございましたら事務局に連絡をいれていただければ幸いでございます。園田委員、何か問題意識等ありましたら一言。はい、どうぞ。

委員　　特別部会の部会長に推挙いただいた園田です。非常に難しい問題だと思っています。既に規制ありきのような報道が一部あったかと思いますが、決してそんなことではなくて、ゼロベースから本当に規制すべきなのかどうか、規制すべきだとすれば、どのように規制すべきなのかという点をあらゆる点から議論していきたいと思っています。その上で一定の方向をまとめることが出来ればと思っています。よろしくお願いします。

会長　　はい、ありがとうございます。今後のスケジュールでございますが、特別部会の方におきまして、概ね年内をめどに最終報告を取りまとめていただきたいと考えております。それでは以上で本日の議事は終了させていただきますが、その他につきましては事務局からお願いいたします。

事務局　※昨年度、議論いただいた「大阪府内における様々な困難を有する子ども・若者に対する支援の仕組みづくりについて」子ども・若者支援地域協議会の設置事例集を作成したので、その内容を説明（資料２）。

　　　　※また、同協議会の必要性を探るため、ひきこもりの実態を把握するために今年度実施するアンケート調査について説明

　　　　※大阪府子ども総合計画についてPDCAサイクルで事業を実施しており、策定後の取組状況について、青少年・地域安全室分を抜粋して取組状況について報告

会長　　　ただいまの事務局の説明について、何かご質問やご意見がおありでしょうか。特にないようですが、後日でも何かありましたら随時事務局の方にお願いします。では、進行を事務局にお返しします。

事務局　　角野会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、これをもちまして、平成２９年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。